ShiriBeshi
その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

報 道 機 関 各 位

令和８年（2026 年）２月 27 日（金）　15 時 00 分配付

タイトル	水痘の流行に伴う注意報の発令について
配付資料	水痘の流行について（注意報）
内容 （目的・趣旨）	感染症発生動向調査（令和８年（2026 年）第８週（令和８年２月 16 日～２月 22 日））において、倶知安保健所管内の定点調査の対象となる医療機関あたりの水痘患者数が注意報基準である１人以上となりましたので、まん延防止のため注意報を発令します。 １　発令場所 倶知安保健所管内　15 町村 （島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村） ２　調査期間 令和８年（2026 年）第８週（令和８年２月 16 日～２月 22 日） ◎ 水痘 定点調査の対象となる医療機関あたりの患者数　1.00 人 ３　対応 ホームページ等を通じて、感染者と接触した際の緊急ワクチン接種や、予防内服等の感染予防を呼びかけています。
参考	
報道解禁	■なし □あり テレビ・ラジオ・インターネット： 新聞：
報道（取材）に当たってのお願い	
他のクラブとの同時発表	■なし □あり
担当窓口	後志総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課　担当：三好　真紀子 〒044-8588　北海道虻田郡倶知安町北１条東２丁目　後志総合庁舎 TEL：0136-23-1950　（ダイヤルイン）/内線 3630 FAX：0136-22-5875

水痘の流行について（注意報）

令和８年（2026 年）２月 27 日（金）15 時 00 分

北海道倶知安保健所
（北海道後志総合振興局保健環境部保健行政室）
電 話：0136-23-1950

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和８年第８週（令和８年（2026 年）２月 16 日～２月 22 日）において、北海道倶知安保健所管内の定点あたりの水痘患者報告数が、注意報基準である１人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、北海道倶知安保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

記

１　水痘の感染予防

ウイルスは飛沫感染（空気感染）するため、感染を防ぐには患者との接触を避ける必要がありますが、予防接種により発症や重症化を予防することができます。

水痘ワクチンは、生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間に２回の接種を行うこととなっており、平成 26 年 10 月より定期接種（無料化）が開始されています。

学校保健安全法施行規則により、発症した場合は、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

なお、既に患者との接触が起きてしまった場合でも、できるだけ早く（少なくとも 72 時間以内）に、ワクチンを緊急接種することや、発症前に抗ウイルス剤を予防内服することにより、発症や重症化の予防を期待できるため、医師に相談してください。

２　水痘とは

水痘は、いわゆる「みずぼうそう」のことで、水痘帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患です。感染成立後約２週間程度の潜伏期間を経た後に発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって（痂皮化）治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

３　その他

（１）最近５週における定点医療機関からの水痘患者報告状況

（表示は、「報告数（患者/定点）」単位：人）

	第４週 (1/19～1/25)	第５週 (1/26～2/1)	第６週 (2/2～2/8)	第７週 (2/9～2/15)	第８週 (2/16～2/22)
倶知安保健所	0.50	0.00	0.00	0.00	1.00
全　道	0.62	0.48	0.59	0.52	集計中

全道の水痘流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。
（URL：http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html）

（２）水痘注意報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報レベルの基準値に達したときに発令し、流行の発生前であれば今後４週間以内に大きな流行の発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行の継続が疑われることを指します。

＜水痘の注意報・警報レベル＞

	注意報レベル	警報レベル	
	基準値	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	1	2	1

（３）水痘注意報の解除について

定点医療機関からの報告数が基準値未満に下がり次第、自動解除されます。

※報告数については当所ホームページに随時掲載していますのでご確認願います。

（北海道倶知安保健所ＵＲＬ：https://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hgc/index.html ）